四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第24号

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年 四日市市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の 普及の促進に関する法律(平成20 年法律第87号。以下「法」とい う。)、長期優良住宅の普及の促進 に関する法律施行令(平成21年政 令第24号)及び長期優良住宅の普 及の促進に関する法律施行規則(平 成21年国土交通省令第3号。以下 「省令」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の 普及の促進に関する法律(平成20 年法律第87号。以下「法」とい う。)の規定による長期優良住宅建 築等計画の認定の申請及び審査に関 して必要な事項を定めるものとす る。

(事前相談)

第3条 法第5条第1項から第3項、 法第8条第1項又は法第9条第1項 の規定による認定の申請をしようと する者は、当該申請を円滑に行うた め事前相談をすることができる。 第3条 (略)

第4条 (略)

(市長が定める図書)

- 第5条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、別表第1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるものその他認定の申請審査において必要と認める図書とする。
- 2 省令第2条第1項の表に掲げる付 近見取図は、<u>第14条</u>第4号ア又は イに定める区域が分かる縮尺2,5 00分の1程度の都市計画基本図と する。

3 (略)

(計画の通知)

第6条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第4条第1項(同条第3項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

第7条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

(市長が定める図書)

- 第6条 長期優良住宅の普及の促進に 関する法律施行規則(平成20年国 土交通省令第3号。以下「省令」と いう。)第2条第1項の規定により 市長が必要と認める図書は、別表第 1の(ア)欄の区分に応じ、それぞ れ(イ)欄に定めるものその他認定 の申請審査において必要と認める図 書とする。
- 2 省令第2条第1項の表に掲げる付 近見取図は、<u>第13条</u>第4号ア又は イに定める区域が分かる縮尺2,5 00分の1程度の都市計画基本図と する。

3 (略)

(計画の通知)

第7条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第5条第1項(同条第3項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

第8条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

(法第9条第1項に規定する変更の 認定の申請)

第11条 省令第8条に規定する添付 図書のうち変更に係るものは、法第 9条第1項の規定による変更の認定 を申請する場合にあっては、売買契 約書の写し、登記事項証明書等とす る。

(軽微な変更)

第12条 法第10条第1項に規定する認定を受けて受けたる。 長期優良住宅建築等計画を受けて変第5号に規定を受けて変更をした。 軽微なのでは、軽微なのでは、軽が分が分にといるをでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、

(地位の承継の承認の申請)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

(軽微な変更)

第13条 省令第12条に規定する地 位の承継の事実を証する書類とは、 売買契約書の写し、登記事項証明書 等とする。

第14条 (略)

第15条 (略)

(建築等の状況報告)

第16条 認定計画実施者は、法第1 2条の規定により認定長期優良住宅 の建築及び維持保全の状況について 報告を求められたときは、速やか に、認定長期優良住宅状況報告書 (第8号様式)に報告内容を説明す るための図書を添えて、これらを市 長に提出しなければならない。

<u>第17条</u> (略)

<u>第18条</u> (略)

第 1 3 条 (略)

第14条 (略)

(建築等の状況報告)

第15条 認定計画実施者は、法第1 2条の規定により認定長期優良住宅 の建築及び維持保全の状況について 報告を求められたときは、速やか に、認定長期優良住宅状況報告書 (第8号様式)の正本及び副本各1 通に報告内容を説明するための図書 を添えて、これらを市長に提出しな ければならない。

第16条 (略)

<u>第17条</u> (略)

改正後

別表第1(<u>第5条</u>第1項関係)

	(
	(ア)	(1)
(1)	第3条の規定により性能評価機関の	性能評価機関が発行する <u>第3</u>
	技術的審査を受けた場合	<u>条</u> 各号に掲げる基準の全てに
		適合していることを証する書
		類(以下「適合証」とい
		う。)の写し
<u>(2)</u>	第3条の規定による審査を受けない	設計住宅性能評価書の写し
	場合であって、法第6条第1項第1	
	号に掲げる基準に適合した品確法第	
	6条第1項に規定する設計住宅性能	
	評価書の交付を受けたとき	
<u>(3)</u>	第14条の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判
		断するために必要な図書
(4)	(略)	
<u>(5)</u>	(略)	
<u>(6)</u>	長期使用構造等とするための措置及	当該措置が講じられている旨
	び維持保全の方法の基準(平成26	を説明した図書又は特別評価
	年国土交通省告示第153号)第3	方法認定書の写し
	に定める長期使用構造等とするため	
	の措置と同等以上の措置が講じられ	
	ていることの審査を要する場合	
<u>(7)</u>	(略)	'

改正前

別表第1(第6条第1項関係)

<i></i>	(<u>カし水</u> カー以因の <i>)</i>	
	(ア)	(1)
(1)	第4条の規定により性能評価機関の	性能評価機関が発行する <u>第4</u>
	技術的審査を受けた場合	条8号に掲げる基準の全てに
		適合していることを証する書
		類(以下「適合証」とい
		う。)の写し
(2)	第13条の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判
		断するために必要な図書
<u>(3)</u>	(略)	
(4)	(略)	
<u>(5)</u>	長期使用構造等とするための措置及	当該措置が講じられている旨
	び維持保全の方法の基準(平成21	を説明した図書又は特別評価
	年国土交通省告示第209号)第3	方法認定書の写し
	に定める長期使用構造等とするため	
	の措置と同等以上の措置が講じられ	
	ていることの審査を要する場合	
<u>(6)</u>	(略)	
(3) (4) (5)	(略) (略) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書 当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価

		改正後	
5	削表第2	(<u>第5条</u> 第3項関係)	
		(ア)	(1)
	(1)	<u>第3条</u> の規定により性能評価機関の技	各種計算書のうち次に掲げる
		術的審査を受け、適合証の写しを添付	もの
		した場合	ア 耐震等級の算出に必要な
			構造計算書
			イ 断熱等性能等級の算出に
			必要な計算書
	(2)	(略)	
	(3)	(略)	

改正前 別表第2(<u>第6条</u>第3項関係) (1) (ア) 第4条の規定により性能評価機関の技 各種計算書のうち次に掲げる (1) 術的審査を受け、適合証の写しを添付 した場合 ア 耐震等級の算出に必要な 構造計算書 イ <u>省エネルギー対策</u>等級の 算出に必要な計算書 (2) (略) (3) (略)

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

取下届

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

即

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請を取り下げたいので、四日市市 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき届け 出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請に係る住宅の位置四日市市
- 3 確認の特例の有無 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無 有 ・ 無
- 4 申請を取り下げる理由

*	受付欄	
		,

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

認定しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 認定しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをするこ とができます。

承認しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 承認しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをするこ とができます。

取りやめ届

任.	Ħ	
4-	Н	

四日市市長

届出者(認定計画実施者)

住 所

氏 名

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取り やめたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第1 0条の規定に基づき届け出ます。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

무

2 優良住宅建築等計画の認定年月日

第

年 月

Η

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 確認の特例の有無

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無

月

有 · 無

(確認年月日・番号

年

日 第

号)

5 住宅の建築又は維持保全を取りやめる理由

※ 受付欄

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してくだい。
- 2 ※欄は記入しないでください。

第6号様式から第10号様式までを次のように改める。

工事完了報告書

月 \Box 年

四日市市長

報告者(認定計画実施者)

住 所

氏 名

囙

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたの で、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第15条の規定 に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日 月 H

3 認定に係る住宅の位置

(地名地番) 四日市市

(住居表示) 四日市市

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了したこと を確認した建築士等

【資格】(級)建築士(

)登録第

묶

【氏 名】

【建築士事務所名】(級)建築士事務所(

) 知事登録第

묶

【所在地】

軽微な変更の有無及び内容

有 •

受付欄 Ж

(注意)

- 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 上記5の軽微な変更の内容の記載について、別紙とすることができます。
- ※欄は記入しないでください。
- 認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨を確認するため 第7号様式を添付してください。

第7号様式(第15条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

37 스크, 그 <i>라 바</i> #				年	月	日
認定計画実施者様	-					
採						
確認者	(級)建築士	()登録第		号
		氏名			(1)	
	(級)建築士事務所	()知事登録第		号
•		名 称				
		所在地				

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

20/20	確認を行った部位 、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合には、 その内容)
構造躯体等の 劣化対策			·	
耐震性				
可変性				
維持管理・ 更新の容易性		•		·
高齢者等対策				
省エネルギー 対策				

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

四日市市長

報告者 (認定計画実施者)

住 所

氏 名

囙

電話番号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築又は維持保全の状況について、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第16条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

.

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 報告する事項

受付欄	
·	

(注意) 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 ※欄は記入しないでください。

第9号様式(第17条関係)

改善命令書

 第
 号

 年
 月

 日

認定計画実施者

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

묶

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをするこ とができます。

第10号様式(第18条関係)

認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

認定計画実施者

様

四日市市長

EIJ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記 の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条 第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力 を失います。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

※ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行った場合、認定の取消しにより、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをするこ とができます。

第2条 四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

71. = 20	7L -T 24
改正後 	改正前
(建築確認の申出)	(建築確認の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
	2 市長は、法第6条第2項の規定に
	よる申出を受けた場合において、申
	出に係る建築物の計画が建築基準法
	第20条第2号又は第3号に定める
	基準(同条第2号イ又は第3号イの
	政令で定める基準に従った構造計算
	で、同条第2号イに規定する方法若
	しくはプログラムによるもの又は同
	条第3号イに規定するプログラムに
	よるものによって確かめられる安全
,	性を有することに係る部分に限
	る。)に適合するかどうかを審査す
	るときは、同法第18条の2第1項
	の規定による指定を受けた者に同法
	第6条第5項に規定する構造計算適
	<u>合性判定を求めるものとする。</u>
	3 前項の規定により市長が構造計
,	算適合性判定を求める場合の第1項
	の適用については、同項中「確認の
	申請書の正本及び副本各1通」とあ
	るのは「確認の申請書の正本1通及
	び副本 2 通」とする。
(計画の通知)	(計画の通知)
第6条 市長は、法第6条第2項の規	第6条 市長は、法第6条第2項の規

定による申出を受けた場合は、第4条の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅 建築等計画を建築主事に通知するものとする。 定による申出を受けた場合は、第4 条第1項(同条第3項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。) の規定により提出された図書を添え て、当該申出に係る長期優良住宅建 築等計画を建築主事に通知するもの とする。

改正後

別表第1	(第5条第1項関係)	
	(ア)	(1)
<u>(1)</u>	法第6条第2項(法第8条第2項に	建築基準法第18条の2第1
	おいて準用する場合を含む。)の規	項の規定に基づき知事が構造
	定による申出をする場合であって、	計算適合性判定を行わせるこ
	当該申出に係る長期優良住宅建築等	ととした者により交付された
	計画が建築基準法第6条の3第1項	適合判定通知書の写し
	本文の特定構造計算基準又は特定増	
	改築構造計算基準に適合するかどう	
	かの審査を要するとき (同項ただし	
	書の特定構造計算基準又は特定増改	
	<u>築構造計算基準に適合するかどうか</u>	
	を同項ただし書の建築主事が審査を	
	する場合を除く。)	
(2)	建築をしようとする住宅が、建築基	建築基準法第6条第1項に規
	準法第6条第1項に規定する確認を	定する確認を受けたことを証
	受けたものである場合	する書面の写し
(3)	(略)	
(4)	(略)	
<u>(5)</u>	(略)	
<u>(6)</u>	(略)	`
<u>(7)</u>	(略)	
(8)	(略)	
<u>(9)</u>	(略)	

		(ア)		(イ)	
(1)	(略)			. ^	
(2)	(略)	,			
(3)	(略)				
(4)	(略)				
<u>(5)</u>	(略)		-		
<u>(6)</u>	(略)		, al 1 p 2 p - 11		
(7)	(略)				

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は平成2 7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(以下「新規 則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行 う長期優良住宅建築等計画の認定の申請から適用し、同日前に行う長期優良住宅建 築等計画の認定の申請については、なお従前の例による。
- 3 新規則第16条の規定は、施行日以後に市長が求める報告から適用し、同日前に 市長が求める報告については、なお従前の例による。

(都市整備部建築指導課)